

一級建築士の懲戒処分の基準の見直しに関する主なご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方について

1. 表1「ランク表」関係

(1) 建築士法違反関係

主なご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>○「違反設計」の上段（建築物の倒壊・破損、人の生命・身体への危害の発生に繋がるおそれのある技術基準規定違反の設計等）に対応するランクは9～15であるが、旧処分基準の別表第1(2)ただし書きの規定と同様に免許取消も可能となるようランク9～16とすべきではないか。</p>	<p>従来より、ランク表においてランク16としている懲戒事由は、懲戒処分に違反して業務を継続していることです。</p> <p>なお、新処分基準の表2において、「社会的影響」及び「その他」の項目を新たに追加したことにより、ランクの加重対象が改正前と比較し拡大したこともあり、個別事情に応じて免許取消処分とする運用も可能です。</p>
<p>○「法に定める工事監理者の業務を行わなかった」に対応するランクは6であるが、違反設計と同等の被害があることから、違反設計と同様にランク6、9～15としたらどうか。</p> <p>○「無登録業務」に対応するランクは4であるが、ランクが軽いのではないか。</p> <p>○「設計等の業務に関する報告書未提出」に対応するランクは4であるが、ランク1～2にすべきではないか。</p>	<p>違反行為に対する処分ランクについては、ランク表に掲げる他の懲戒事由とのバランスを考慮した上で規定しており、ご指摘の各違反行為についても他と比較し特段バランスを失するものではないと考えます。</p>
<p>○「その他法令等違反」に対応するランクは4～16であるが、具体的に列記したものの以外の建築士法違反で免許取消となるのは建築士法第何条違反を想定しているのか。</p>	<p>「その他法令等違反」については、ランク表欄外「(注)」において対応可能と考え、懲戒事由欄から削除することと致しました。</p> <p>また、同様の考えから建築基準法違反の懲戒事由欄に掲げる「その他法令等違反」についても削除致します。</p>
<p>○設計・工事監理受託契約締結前の重要事項説明（第24条の7）違反を懲戒事由として規定すべきではないか。</p>	<p>ご指摘の建築士法第24条の7については、「建築士法等の一部を改正する法律」（平成18年12月20日公布）により追加された条文であるため、今回の処分基準の改正にあたっては検討の対象としておりません。ご指摘の内容については、改正法の施行（公布の日から2年以内）に合わせて見直しを検討します。</p>

(2) 建築基準法違反関係

主なご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>○「工事完了検査申請懈怠」に対応するランク4であるが、「無確認工事等」と同様にランク6が適当ではないか。</p> <p>○「是正命令等違反」に対応するランクは6であるが悪質であるので、ランク9が適当ではないか。</p>	<p>違反行為に対する処分ランクについては、ランク表に掲げる他の懲戒事由とのバランスを考慮した上で規定しており、ご指摘の各違反行為についても他と比較し特段バランスを失するものではないと考えます。</p>

(3) 上記以外の建築関係法令違反関係

主なご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>○「その他建築確認対象法令等違反」における「等」とは何を想定しているのか。</p>	<p>手続違反、実体違反を想定していたところですが、それらも「法令違反」に含まれると解されることから「等」について削除致します。</p>

2. 表2「個別事情による加減表」関係

主なご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>○「速やかに法違反等の状態の解消を自主的に行った場合」及び「処分の対象となる事由につき自主的に申し出てきた場合」には1ランク減することができるが、1～3ランク減にしてはどうか。自主的に行って処分が変わらないのでは、自発的な是正をしにくい。</p>	<p>処分ランクの軽減は、自主的に違反行為の解消及び申告を行った違反者に対して、その反省の度合い等を加味して行うものと考えており、1ランク減が限界と考えます。なお、処分が変わらないとのご指摘ですが、たとえば業務停止に該当する場合、ランク1につき、1月軽減されることとなり処分内容にも反映される制度となっております。</p>

### 3. 表4「過去に処分等を受けている場合の取扱表」関係

主なご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>○(注1)ただし書きについて  「過去の懲戒事由が表1のランク6以上に該当し、今回も同表のランク6以上に該当する場合は、免許取消を行うものとする。」について、①過去の懲戒事由と違う場合も含むのか明確にすべきではないか。②免許取消とするのは重過ぎるのではないか。</p>	<p>①文理上、過去の懲戒事由と違う場合も含まれることは明白であると考えます。  ②過去にランク6以上の重大な違反行為を行って処分されているにもかかわらず、重大な違反行為を繰り返す一級建築士には厳正に対処すべきであると考えます。</p>
<p>○(注2)ただし書について  過去の処分が5年より前の場合、その後違反行為行っていないことを理由として加重ランクを1ランク軽減するというのであれば、ランク6以上の場合も同様に軽減すべきではないか。</p>	<p>ランク6以上の重大な違反行為を繰り返す一級建築士には、厳正に対処すべきであると考えます。</p>

### 4. 備考関係

主なご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>○「安全性確認証明書交付義務違反」  チェックミスのような過失に基づく場合にも結果責任が問えるような説明書きとすべきではないか。</p>	<p>安全性確認証明書が交付されているにもかかわらず、耐震性が不足するケースについては、故意・過失を問わず懲戒事由に該当することは明白であると考えます。</p>